

様式第 4 7（第 6 7 条）

託送供給特例認可申請書

NW—2 1—1 0 2 2 号
2 0 2 2 年 1 月 2 4 日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

大阪府中央区平野町四丁目 1 番 2 号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 藤原 正隆

ガス事業法第 4 8 条第 3 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給
条件により託送供給を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の 相手方	氏 名（名 称）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給	受 入 場 所	別紙のとおり
	場 所	供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び
事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃると思います。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和3年12月21日付け20211215資第1号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）から令和3年10月検針分の料金の支払期限を原則として5か月、同年11月検針分の料金の支払期限を原則として4か月、同年12月検針分の料金の支払期限を原則として3か月、令和4年1月検針分の料金の支払期限を原則として2か月、同年2月検針分の料金の支払期限を原則として1か月それぞれ延長する。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

同年5月25日には、内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日、同年10月14日、同年11月18日、同年12月21日にそれぞれ認可を受けました。

令和3年1月7日には緊急事態宣言が再発令され、同年3月18日には同宣言が全面解除されたものの、その後、同宣言の再発令や期間の延長、区域の変更、まん延防止等重点措置が実施されている状況等を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年1月22日、同年2月24日、同年3月15日、同年4月23日、同年5月12日、同年6月14日、同年7月15日、同年8月23日、同年9月16日、同年10月21日、同年11月25日に認可を受けました。

同年9月30日に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の全面解除が発令されたものの、現在適用されている日常生活の制限は段階的に緩和されるという状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年12月21日に認可を受けたところです。

この度、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の全面解除が発令から約3カ月が経過したものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況が継続していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第 4 7 (第 6 7 条)

託送供給特例認可申請書

西 瓦 第 5 2 5 号
令和 4 年 1 月 2 4 日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

住所 福岡市博多区千代一丁目 17 番 1 号
氏名 西 部 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 道 永 幸 典

ガス事業法第 4 8 条第 3 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の 相手方	氏 名 (名 称)		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給 場 所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃると思います。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるガスの使用者等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和3年12月21日付け20211215資第1号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分から令和3年10月検針分の料金の支払期限を原則として5か月、同年11月検針分の料金の支払期限を原則として4か月、同年12月検針分の料金の支払期限を原則として3か月、令和4年1月検針分の料金の支払期限を原則として2か月、同年2月検針分の料金の支払期限を原則として1か月それぞれ延長する。なお、既に令和2年2月検針分から令和4年1月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払いが困難な事情がある者に対して、ガス料金の支払期日の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。このような状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年3月19日に認可を受けました。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、ガス料金の支払期日の猶予等について、同年4月7日に経済産業省から改めて要請がなされたことを踏まえ、改めて託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年4月24日、同年5月13日にそれぞれ認可を受けました。

同年5月25日には、内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年6月24日、同年7月20日、同年8月6日、同年9月2日、同年10月14日、同年11月18日、同年12月21日にそれぞれ認可を受けました。

令和3年1月7日には緊急事態宣言が再発令され、同年3月18日には同宣言が全面解除されたものの、その後、同宣言の再発令や期間の延長、区域の変更、まん延防止等重点措置が実施されている状況等を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年1月22日、同年2月24日、同年3月15日、同年4月23日、同年5月12日、同年6月14日、同年7月15日、同年8月23日、同年9月16日、同年10月21日、同年11月25日に認可を受けました。

同年9月30日に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の全面解除が発令されたものの、現在適用されている日常生活の制限は段階的に緩和されるという状況を踏まえ、託送供給約款以外の供給条件を設定したく申請を行い、同年12月21日に認可を受けたところです。

この度、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の全面解除が発令から約3カ月が経過したものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況が継続していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象とした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行うものです。

なお、実施期間満了後の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

経 済 産 業 省

資料 3 - 2

20220126電委第2号

令和 4 年 1 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年1月26日付け20220125資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220126電委第5号

令和4年1月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年1月26日付け20220125資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220126電委第6号
令和4年1月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年1月26日付け20220125資第21号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220126電委第3号

令和4年1月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年1月26日付け20220124資第13号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20220126電委第4号
令和4年1月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年1月26日付け20220124資第8号により貴職から当委員会
に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可については、認可する
ことに異存はありません。

し